

# 措置費支払代行事務の手引 (保護施設用)

令和4年4月



## 目 次

1	取扱対象費目一覧	1
2	被措置者の異動情報の通知及び電算処理について	2
3	措置費の請求及び清算について【施設 → 本会】	2
4	実施機関からの交付について【実施機関 → 本会】	2
5	措置費の支払について【本会 → 施設】	2
6	単価改定について	3
7	清算額の過誤調整について	3
8	やむを得ない事由による金額調整について	3
9	例月の事務処理の流れについて	3
	別記 1 「変更通知書の記入方法」	4
	別記 2 「清算内訳書の見方」	6
	別記 3 「清算額算出基礎一覧」	8
	別記 4 「概算額算出方法・請求内訳書の見方」	9
	別記 5 「請求及び清算方法の具体例」	10
	別記 6 「請求書の見方」	11
	別記 7 「事務処理日程表（6月処理の例）」	12
	別記 8 「収入認定額の充当方法」	14



### 1 取扱対象費目一覧

取扱い対象となる費目は、生活保護法による保護基準等に掲げる措置費の各費目となります。

保護施設措置費取扱費目一覧表

種別	費目 施設名	事務費	保護費 (入所基準 生活費)	冬 季 加 算	期末一 時扶助	障害者 加 算 1・2級	障害者 加 算 3 級	在 宅 患 者 加 算	放射線 加 算 治療中	放射線 加 算 治 癒	移送 費等
5 1	更 生 施 設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 2	救 護 施 設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 3	通 所 事 業	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5 4	一 時 入 所	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
概算額算出費目											
						清算額算出費目					

※ 短期入退院者に係る日用品費、日用品費冬季加算及び各種加算並びに期末一時扶助費は取扱い対象外となります。

## 2 被措置者の異動情報の通知及び電算処理について

(1) 前月1日から末日までの被措置者の異動情報（措置開始、廃止、入院、退院等）を毎月5日までに変更通知書で本会に郵送または持参にてご通知ください（FAX・電子メール不可）。

なお、電算処理日程の都合上、毎月の通知期限を5日以前に設定する場合もございますがその際には事務連絡等で事前にご連絡いたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※別記1「変更通知書の記入方法」をご参照ください。

(2) 本会は、変更通知書と同様の通知を実施機関から受領し、両通知の異動情報を突合確認したうえで、電算処理により前月分清算額及び次月分概算額を算出いたします。

また、前月分清算額及び次月分概算額の算出により以下の電算資料を作成し、毎月末にお送りいたしますので、請求書を作成する際に使用するほか、施設の資料としてご活用ください。

ア 生活保護措置費清算内訳書（措生様式第6号）

イ 生活保護措置費項目別清算額内訳書（措生様式第7号）

ウ 請求書（措生様式第4号）

エ 生活保護措置費請求内訳書（措生様式第5号）

※別記2「清算内訳書の見方」

※別記3「清算額算出基礎一覧」

※別記4「概算額算出方法・請求内訳書の見方」

）をご参照ください。

## 3 措置費の請求及び清算について【施設 → 本会】

措置費を概算額でご請求ください。

本会は、実施機関から概算額で交付された措置費を各施設へ支払い、1か月経過後に上記2の(2)のとおり清算額を算出いたします。

施設において、概算受領額に対し清算額が上回り、不足額が生じた場合は本会へ追加請求を行い、下回った場合には本会へ返納することとなりますが、その都度金銭の授受を行うことはせず、次月分概算額に加除する方法（繰越相殺）によりご清算ください。

なお、概算受領額、清算額及び次月分概算額については、本会から毎月末にお送りする上記2の(2)の電算資料に基づき算出してください。

※別記5「請求及び清算方法の具体例」

※別記6「請求書の見方」

）をご参照ください。

## 4 実施機関からの交付について【実施機関 → 本会】

本会は、実施機関から毎月10日までに措置費（当月分概算額と前々月清算分差引過不足額との合計額）の交付を受けます。

## 5 措置費の支払について【本会 → 施設】

(1) 請求書を毎月5日までに本会にご提出ください。

なお、電算処理日程の都合上、毎月の提出期限を5日以前に設定する場合もございますが、その際には事務連絡等で事前にご連絡いたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 本会は、実施機関から交付された措置費を施設からの請求に基づき、毎月15日に支払いいたします。

15日が土曜日、日曜日または祭日にあたる場合は、15日に最も近い日かつ土曜日、日曜日または祭日にあたらない日が支払日となります。

また、その日が複数ある場合には、15日より後の日が支払日となります。

ただし、請求書が提出期限日より後に本会に到着した場合は、支払日が月の最終営業日となる場合がございますので、ご注意ください。

#### 6 単価改定について

年度途中に事務費等支弁基準額の単価改定が行われた場合は、速やかに貴施設が所在する都道府県が発出する決定通知書（写）を本会に送付してください。

本会において、単価改定を把握した時点で例月の電算処理により改定日まで遡及して新単価と旧価との差額を清算いたします。清算金額の確認時は、本会ホームページ「生活保護措置費取扱施設一覧」をご参照ください。

※別記2「清算内訳書の見方」をご参照ください。

#### 7 清算額の過誤調整について

本会が毎月末にお送りする生活保護措置費清算内訳書の内容について、異動情報及び清算額に誤りがあった場合は、速やかに電話等でご連絡ください。

また、異動情報に通知漏れがあった場合には、次月分変更通知書でご通知ください。

実施機関からの異動情報と突合確認したうえで、次月清算において遡及して電算データを修正し、過誤調整いたします。

ただし、3月清算が終了した後は、電算処理による年度を越えた過誤調整は行うことができませんので、年度末にご通知いただく変更通知書を作成する際は、異動情報の通知漏れ及び誤り等がないよう特にご注意ください。

※別記1「変更通知書の記入方法」  
※別記2「清算内訳書の見方」 } をご参照ください。

#### 8 やむを得ない事由による金額調整について

やむを得ない事由により、被措置者に対して、電算処理により適正な清算額を算出することができない異動が発生した場合は、電算処理により算出される清算額と適正な清算額との差額を変更通知書で本会にご通知ください。

また、やむを得ない事由により、過年度分の過誤調整を行う場合は、上記7のとおり電算処理により遡及して清算することができませんので、過誤調整差額を変更通知書で本会にご通知ください。

本会において、例月の電算処理とは別に、清算額を強制異動（本会職員の手入力による補正処理を行い、金額調整いたします。

なお、金額調整については、必ず実施機関の同意を得たうえで本会にご通知ください。

※別記1「変更通知書の記入方法」  
※別記2「清算内訳書の見方」 } をご参照ください。

#### 9 例月の事務処理の流れについて

※別記7「事務処理日程表（6月処理の例）」をご参照ください。





- ① 清算年月(西暦)は、清算する月を記入します。
- ② 施設番号は、貴施設の5桁数を記入します。
- ③ 施設名、電話、担当者名は、本会からの問い合わせの際必要となりますので、必ず記入してください。

被措置者の異動情報

◎一人の異動内容が複数あっても該当年月ごとに一行に収めてください。  
ただし、措置替等により複数の実施機関で異動がある場合には、実施機関ごとに一行ずつ記入してください。

- A 連絡区分** 該当する処理番号を記入してください。  
2:登録・入所開始の場合  
3:変更・入退院・廃止等の異動の場合  
4:変更・氏名訂正を含む入退院・廃止等の異動の場合
- B 実施機関情報** 左に実施機関番号を右に実施機関名を記入してください(番号・名は本会ホームページに掲載)。
- C 被措置者情報** 左に被措置者番号(清算内訳書に表示あり)を右にカタカナで被措置者氏名を記入してください。  
ただし、措置開始者の場合には、被措置者番号を記入する必要はありません。
- D 該当年月** 清算年月以前の異動内容を報告する場合、その月(遡及を開始する月)を記入してください。  
また、異動があった月が過年度の場合、年(西暦)も併せて記入してください。  
ただし、清算年月と同月の異動内容を報告する場合には、年・月ともに記入する必要はありません。  

例1	3月分 移送費等 15,000円清算(過年度分)
----	--------------------------
- E 開始月日** 開始理由の該当数字及び措置開始の月日を記入してください。  
1:新規……………新規措置開始の場合  
2:新規……………退院日と同日に新規措置開始の場合  
5:措置替……………施設(更生・救護・日住)間での移動、または移管により保護の実施機関が変わった場合  
6:措置替……………退院日と同日に措置替開始の場合  

例8	5月5日 病院を退院し、同日に施設入所となり新規措置開始
----	------------------------------
- F 廃止月日** 廃止理由の該当数字及び措置廃止月日を記入してください。廃止月日には、理由を問わず**事実の発生した翌日**を記入してください。  
1:死亡……………死亡廃止の場合  
2:長期入院……………入院期間が3か月を超えたため、または3か月を超えると予想されるため、廃止となった場合  
4:帰宅……………他の如何なる施設にも入所・在籍せず、居宅で継続した自立生活が可能となり廃止となった場合  
5:措置替……………施設(更生・救護・日住)間での移動、または移管により保護の実施機関が変わった場合  
8:その他……………上記以外の理由

- G 収入認定額** 措置開始者に収入認定額がある場合、月額収入認定額を記入してください。  
また、年金改定等で月額に異動が生じた場合には、新たな認定金額を記入してください。  
ただし、認定金額に異動が生じなければ記入する必要はありません。  

例2	66,008円 収入認定 【清算:5月~】
例3	0円 収入認定 【遡及:4月~】 《誤》81,825円
例4	81,825円 収入認定 【清算:5月~】

  
※「アキヤマ ○○」の認定金額は、例3により、次の異動が生じるまで0円と設定されます。  
このため、4月分のみ0円で、5月分から認定金額に異動が生じる場合には、例4のとおり新たな認定金額(81,825円)を別に記入する必要があります。
- H 期末一時** 期末一時扶助費を不支給にする(施設において支払わない)場合には、「1」を記入してください。  
貴施設において全額支給した後、返還させることが不可能になった等の理由により、全額返還免除にする場合には、「5」を記入してください。
- I 加算金** それぞれの加算が認定された場合、または認定が取り消された場合、該当する加算欄の認定月、または取消月に決定月(清算月)を記入してください。  
※各種加算金を不支給・免除にする場合は、該当年月ごとに「1」または「5」を記入してください。  

例5	障害加算1・2級 22,310円 継続認定 【清算:5月~】
----	--------------------------------
- J 移送費等** 移送に伴う交通費または、おむつ代が認定された場合には、その金額を記入してください。  
また、清算年月より以前の移送費等金額を訂正する場合には、**正誤の差額**を記入してください。  

例6	4月分 移送費等 1,300円返納 《正》13,700円 《誤》15,000円 《差額》▲1,300円
----	--
- K 短期入退院** 被措置者が入院または退院した場合には、その月日を入・退院(1)から順次記入してください。  
施設に戻らず転院の場合は、記入の必要はありません。  

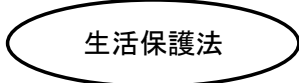
例7	5月1日入院 5月24日退院 5月29日入院
----	------------------------
- L 備考欄**

例9	現年度または、過年度分を金額調整する場合、調整する費目毎に金額を記入してください。
----	---

別記2「清算内訳書の見方」

(措生様式第6号)

生活保護措置費清算内訳書



【施設別】

番号	施設名
52099	桜が丘荘

令和\*\*年 5月分

番号	実施機関名 被措置者氏名	開始・廃止・変更				諸コード				収入充当額 収入認定額	清算内訳								合計	備考			
		(1)		(2)		都費	期末	障害	在宅		放射	事務費	保護費	冬季加算	期末一時 扶助	障害者加算 1・2級	障害者加算 3級	在宅患者 加算			放射線加算 治療中	放射線加算 治療	移送費等
		理由	月	日	理由																		
1111	××福祉事務所																						
67900	ヤマナカ ○○○ *単価改定適及分*					都費				例2	0	161,190	64,140	0	0	0	0	0	0	0	0	224,650	
67905	コトブキ ○○○	05	5	1	21	一般		2			0	161,190	64,140	0	0	22,310	0	0	0	0	0	247,640	
9999	●●福祉事務所																						
9876	○○○ アズサ *単価改定適及分*					一般					0	161,190	64,140	0	0	0	0	0	0	0	0	224,650	
	*個人異動適及分*					一般					0		0	0	0	0	0	0	0	0	-1,300	-1,300	
	*強制異動分(一般)					一般					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	
12345	コトブキ ○○○	15	5	1		一般		2			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
54321	○○○○ リツ *単価改定適及分*					都費		2			0	161,190	64,140	0	0	0	14,870	0	0	0	0	239,520	
	*個人異動適及分*					都費					0		0	0	0	14,870	0	0	0	0	0	14,870	
	*強制異動分(都費)					都費				例4				0	0	0	29,740		0	0	0	29,740	
67890	アキヤマ ○○ *単価改定適及分*					都費				*	81,825	143,505	*	0	0	0	0	0	0	0	0	142,825	
	*個人異動適及分*					都費				例3		17,685	64,140	0	0	0	0	0	0	0	0	81,825	
67900	ヒラサワ ○○	01	5	1	61	都費				*	44,439	131,717	*	0	0	0	0	0	0	0	0	131,717	
		62	5	24	61	都費				例1		66,008											
	合計 12件										126,264	919,982	#VALUE!	0	0	22,310	14,870	0	0	0	0	13,511,137	
											147,833	14,965	64,140	0	0	44,610	0	0	0	13,700			

A 番号 実施機関番号及び被措置者番号を表示します。

B 実施機関名・被措置者氏名 実施機関名は漢字で、被措置者氏名はカタカナで表示します。

C 開始・廃止・変更 措置開始・廃止・変更理由等をコードで表示し、その月日を表示します。

(1) 開始コード

- 01:新規 …… 新規措置開始の場合
- 02:新規 …… 退院日と同日に新規措置開始の場合
- 05:措置替 …… 施設(更生・救護・日住)間での移動、または移管により保護の実施機関が変わった場合
- 06:措置替 …… 退院日と同日に措置替開始の場合

(2) 廃止コード

- 11:死亡 …… 死亡廃止の場合
- 12:長期入院 …… 入院期間が3か月を超えたため、または3か月を超えると予想されるため、廃止となった場合
- 14:帰宅 …… 他の如何なる施設にも入所・在籍せず、居宅で継続した自立生活が可能となり廃止となった場合
- 15:措置替 …… 施設(更生・救護・日住)間での移動、または移管により保護の実施機関が変わった場合
- 18:その他 …… 上記以外の理由

(3) 変更コード

	障害者加算	在宅患者加算	放射線加算
認定	21	41	51
取消	22	42	52

- 61:短期入院 …… 短期入院を示します。
- 62:短期退院 …… 短期退院を示します。

D 諸コード (1) 費用負担者が東京都の場合、「都費」を表示します。  
費用負担者が区市町村の場合、「一般」を表示します。

(2) 各種加算の清算月における取扱いを表示します。

	障害者加算	在宅患者加算	放射線加算	期末一時扶助	取扱い
不支給	1	1	1	1	該当する加算等を支給しない
継続	2	2	2		各種加算認定が継続している
免除	5	5	5	5	該当する加算等の返還を免除する

E 収入認定額・充当額 (1) 収入認定額を保護費等に全額充当した場合、充当額に「\*」を表示します。

福祉事務所

(2) 短期入院・退院があり、収入認定額の一部を充当順位に従い入院患者日用品費(冬季加算を含む)に充当した場合、入院分の費目は本会取扱費目ではないため、入院分の充当額は表示しません。  
※別記8「収入認定額の充当方法」をご参照ください。

例1 入院患者日用品費:21,569円 入院分充当額:21,569円

F 清算内訳

(1) 各費目の清算月における清算金額を表示します。  
なお、費目名については、電算処理のため簡略化して表示します。

(2) 年度内に費目の単価改定が実施され、清算月に4月まで遡りして差額清算した場合、費目欄上段は新単価で、下段は4月から清算月の前月までの新・旧単価の差額を表示します。  
また、施設名・被措置者氏名欄に「単価改定遡り」と表示し、清算月分と区別します。

例2 新単価:161,190円 旧単価:161,870円 差額:▲680円

(3) 全額収入充当した費目については、「\*」を表示します。

(4) 過誤調整等により遡り清算した場合、被措置者氏名欄に「個人異動遡り」と表示し、清算月分と区別します。

例3 4月分収入認定 81,825円 → 0円 遡り清算 ※5月分から81,825円

(5) 現年度または過年度分の清算額を強制異動した場合、実施機関名・被措置者氏名欄に「強制異動」と表示し、清算月分と区別します。

例4 過年度分の障害者加算の報告について強制異動を行った場合  
障害者加算3級 14,870円×2ヶ月=29,740円

G 合計 清算月における清算金額を算出し、合計金額を表示します。

別記3「清算額算出基礎一覧」

費 目	算 出 方 法		
事 務 費	<p>(1) 当月の初日在册者のみで計算し、日割りはしません。 ただし、新規開設施設のみ事業開始後3か月を経過した日の属する月まで日割りをします。 《日割り計算式》 <math display="block">\frac{\text{単価} \times \text{在册日数}}{30 \text{日または実日数}}</math></p> <p>※一時入所事業の場合 …… 単価/30日(100円未満端数切捨) × 在册日数</p> <p>(2) 一般事務費の他、除雪費は2月分に、入所者処遇特別加算は3月分に、寝具乾燥消毒費は4月分にそれぞれ加算される場合があります。</p>		
保 護 費 (入所基準生活費)	<p>(1) 月の途中で入退所、入退院した場合には日割りをします。また、その当日は計算対象に含まれます。 《日割り計算式》 <math display="block">\frac{\text{単価} \times \text{在所日数}}{30 \text{日または実日数}}</math></p> <p>(2) 初めに、ひと月の生活扶助額を算出してから、それぞれの費目ごとに日割りをします。 《日割り例》 12月21日措置開始 (在所日数:11日 分母:30日割)</p> <p>保護費単価:64,140円                  冬季加算単価:2,050円                  障害者加算単価:14,870円 (11月~3月)                                  1円未満切り捨て</p> <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (ひと月の生活扶助費)  <math display="block">\frac{64,140 \times 11 + 2,050 \times 11 + 14,870 \times 11}{30} = 29,722</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (障害者加算)  <math display="block">14,870 \times \frac{11}{30} = 5,452</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (冬季加算)  <math display="block">2,050 \times \frac{11}{30} = 751</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (保護費)  <math display="block">29,722 - 751 - 5,452 = 23,519</math> </div> </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (ひと月の生活扶助費)  <math display="block">\frac{64,140 \times 11 + 2,050 \times 11 + 14,870 \times 11}{30} = 29,722</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (障害者加算)  <math display="block">14,870 \times \frac{11}{30} = 5,452</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (冬季加算)  <math display="block">2,050 \times \frac{11}{30} = 751</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (保護費)  <math display="block">29,722 - 751 - 5,452 = 23,519</math> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (ひと月の生活扶助費)  <math display="block">\frac{64,140 \times 11 + 2,050 \times 11 + 14,870 \times 11}{30} = 29,722</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (障害者加算)  <math display="block">14,870 \times \frac{11}{30} = 5,452</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     (冬季加算)  <math display="block">2,050 \times \frac{11}{30} = 751</math>                     (1円未満切り捨て)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (保護費)  <math display="block">29,722 - 751 - 5,452 = 23,519</math> </div>		
冬 季 加 算	<p>(1) 11月から3月まで支給します(加算の期間は、施設所在地により異なります)。 (2) 月の途中で入退所及び入退院した場合は日割りをします。また、その当日は含まれます。 (3) 上記保護費欄の「日割り計算式」及び「日割り例」をご参照ください。</p>		
期 末 一 時 扶 助	<p>(1) 12月31日から1月1日にかけての施設在所者に支給し、日割りしません。 (入院中は、実施機関が直接支給します)</p>		
障 害 者 加 算 在 宅 患 者 加 算 放 射 線 加 算	<p>(1) 各加算認定者に支給します。●● 福祉事務所 (2) 月の途中で入退所及び入退院した場合は日割りをします。また、その当日は含まれます。 (入院中は、実施機関が直接支給します) (3) 上記保護費欄の「日割り計算式」及び「日割り例」をご参照ください。</p>		
移 送 費 等	<p>(1) 実費額を支給します。 (2) 移送に伴う交通費または、おむつ代を支給します。</p>		

- ※ 通所事業及び一時入所事業については、事務費以外の費目は計算対象外となります。
- ※ 入所者の収入認定額は、上記に基づき算出された措置費に対し充当順位に従って充当いたします。
- ※ 計算式の分母の日数は、施設所在地により異なります。
- ※ 日割り計算の順序は、掛算が先で割算が後となります。
- ※ 日割りする費目の分母は、全て共通となります。

別記4「概算額の算出方法・請求内訳書の見方」

(1) 概算額算出式

概算額算出費目単価 × 前々月末日措置人員

(2) 請求内訳書の見方

(措生様式第5号)

生活保護措置費請求内訳書

生活保護法

【施設別】

令和\*\*年 7月分

番号	施設名
52099	桜が丘荘

番号	実施機関名	単 価 内 訳								単価合計	措置人員	金額	備考	
		事務費	事務費 (計画減算7)	事務費 (計画減算5)	保護費	冬季加算	期末一時 扶助							
1111	×× 福祉事務所	161,190	0	0	64,140	0	0			225,330	2	450,660		
9999	●● 福祉事務所	161,190	0	0	64,140	0	0			225,330	4	901,320		
合 計										実施機関数=	2	6	概算金額 1,351,980	

A 番号	実施機関番号を表示します。	D 実施機関数	実施機関数を表示します。
B 実施機関名	実施機関名を表示します。	E 措置人員	前々月末日措置人員を表示します。
C 単価内訳	概算額算出費目の請求月における単価を表示します。 なお、費目名については、生活保護法による保護基準等に準じていますが、 電算処理のため簡略化して表示します。		

別記5「請求及び清算方法の具体例」

(1) 6月分概算額請求及び4月分清算

① 4月分清算【概算受領額 < 清算額】

6月分概算額と4月分差引請求額を合算しご請求ください。

ただし、6月分概算額が0円の場合は、4月分差引請求額のみご請求ください。

② 4月分清算【概算受領額 > 清算額】

6月分概算額と4月分差引返納額を差し引きご請求ください。

ただし、6月分概算額が0円の場合は、4月分差引返納額を本会所定の方法により返還請求いたします。

以降、5月分概算額請求と3月分清算まで毎月同様の処理となります。

時 期	概 算 額 請 求 と 清 算			
5月下旬	本 会	6月分生活保護措置費請求書・各内訳書【資料】 4月分生活保護措置費清算書・各内訳書【資料】	送付	施 設
6月5日	施 設	6月分概算額 + 4月分差引請求額 または 6月分概算額 - 4月分差引返納額	請 求	本 会
6月10日	実施機関	6月分概算額 + 4月分差引請求額 または 6月分概算額 - 4月分差引返納額	交 付	本 会
6月15日	本 会	6月分概算額 + 4月分差引請求額 または 6月分概算額 - 4月分差引返納額	支 払	施 設
6月下旬	本 会	7月分生活保護措置費請求書・各内訳書【資料】 5月分生活保護措置費清算書・各内訳書【資料】	送 付	施 設

(2) 概算額の算出方法については、別記4「概算額算出方法・請求内訳書の見方」をご参照ください。

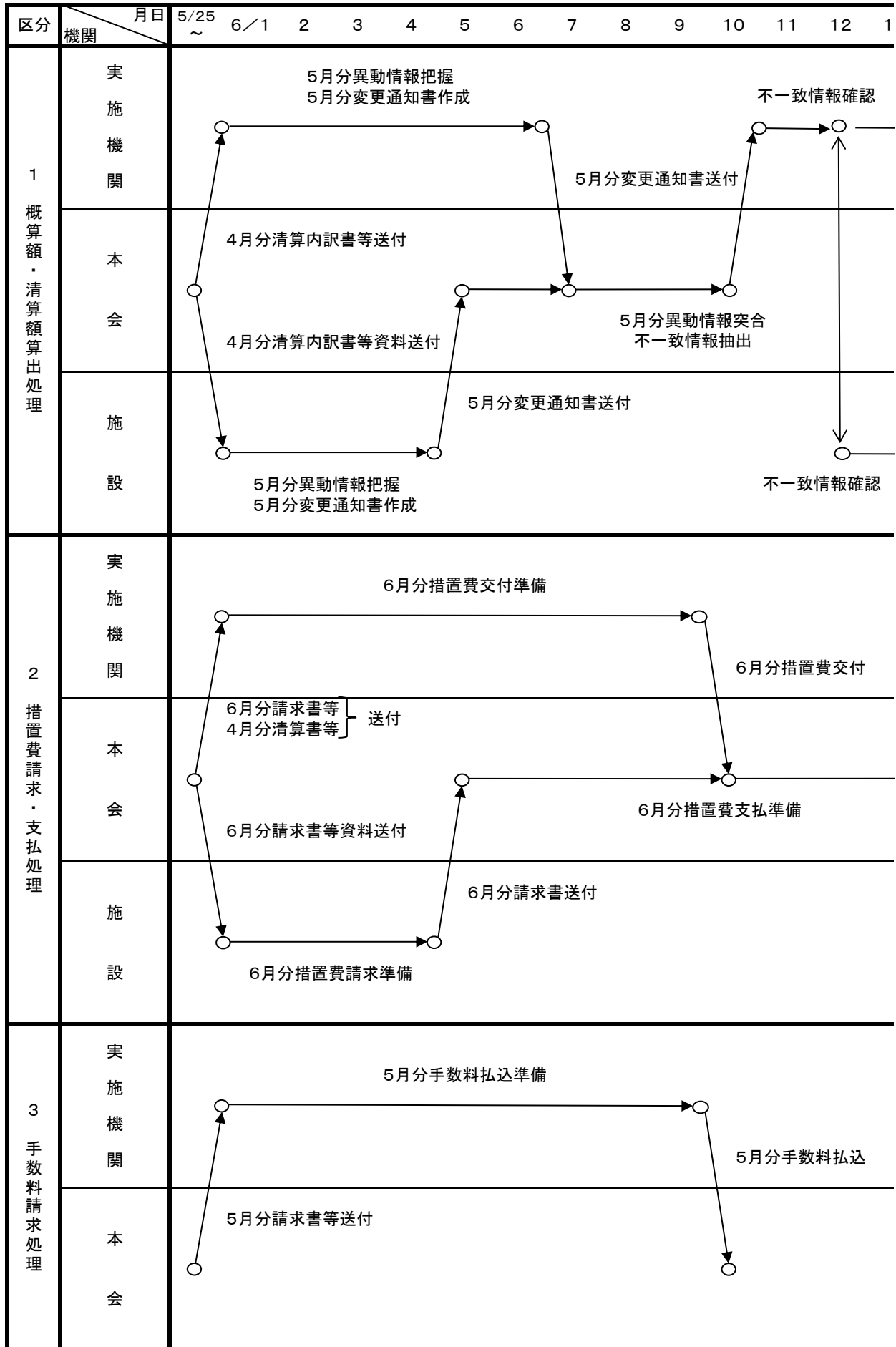
別記6「請求書の見方」

6月分概算額請求及び4月分清算														
請 求 書														
		6月分概算金額 ①									1,350,540 円			
4 月 清 算		概算金額 ②									1,125,450 円			
		清算金額 ③									1,066,625 円			
		差引過不足額 ④ (③-②)									-58,825 円			
		請求金額 ⑤ (①+④)									1,291,715 円			
生活保護措置費の 4月分を清算し、6月分を請求いたします。														
生活保護措置費請求内訳書 令和**年 4月										生活保護法				
単 価 内 訳														
	事務費	保護費	冬季加算	期末一時 扶 助						単価合計	措置人員	金額	備考	
	161,870	63,220	0	0						225,090	1	225,090		
	161,870	63,220	0	0						225,090	4	900,360		
合計											実施機関数 = 2	5	概算金額 1,125,450	
生活保護措置費清算内訳書 令和**年 4月											生活保護法			
清 算 内 訳														
都費	事務費	保護費	冬季加算	期末一時 扶 助	障害者加 算 1・2級	障害者加 算 3級	在宅患者 加 算	放射線加 算 治 療 中	放射線加 算 治 癒	移送費等	合計	備考		
都費	161,870	63,220	0	0	0	0	0	0	0	0	225,090			
一般	161,870	63,220	0	0	0	0	0	0	0	0	225,090			
一般	161,870	63,220	0	0	21,980	0	0	0	0	0	247,070			
都費	161,870	63,220	0	0	0	0	0	0	0	0	225,090			
都費	144,285	*	0	0	0	0	0	0	0	0	144,285			
合計	791,765 0	252,880 0	0 0	0 0	21,980 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1,066,625			
生活保護措置費請求内訳書 令和**年 6月											生活保護法			
単 価 内 訳														
	事務費	保護費	冬季加算	期末一時 扶 助						単価合計	措置人員	金額	備考	
	161,870	63,220	0	0						225,090	2	450,180		
	161,870	63,220	0	0						225,090	4	900,360		
合計											実施機関数 = 2	6	概算金額 1,350,540	

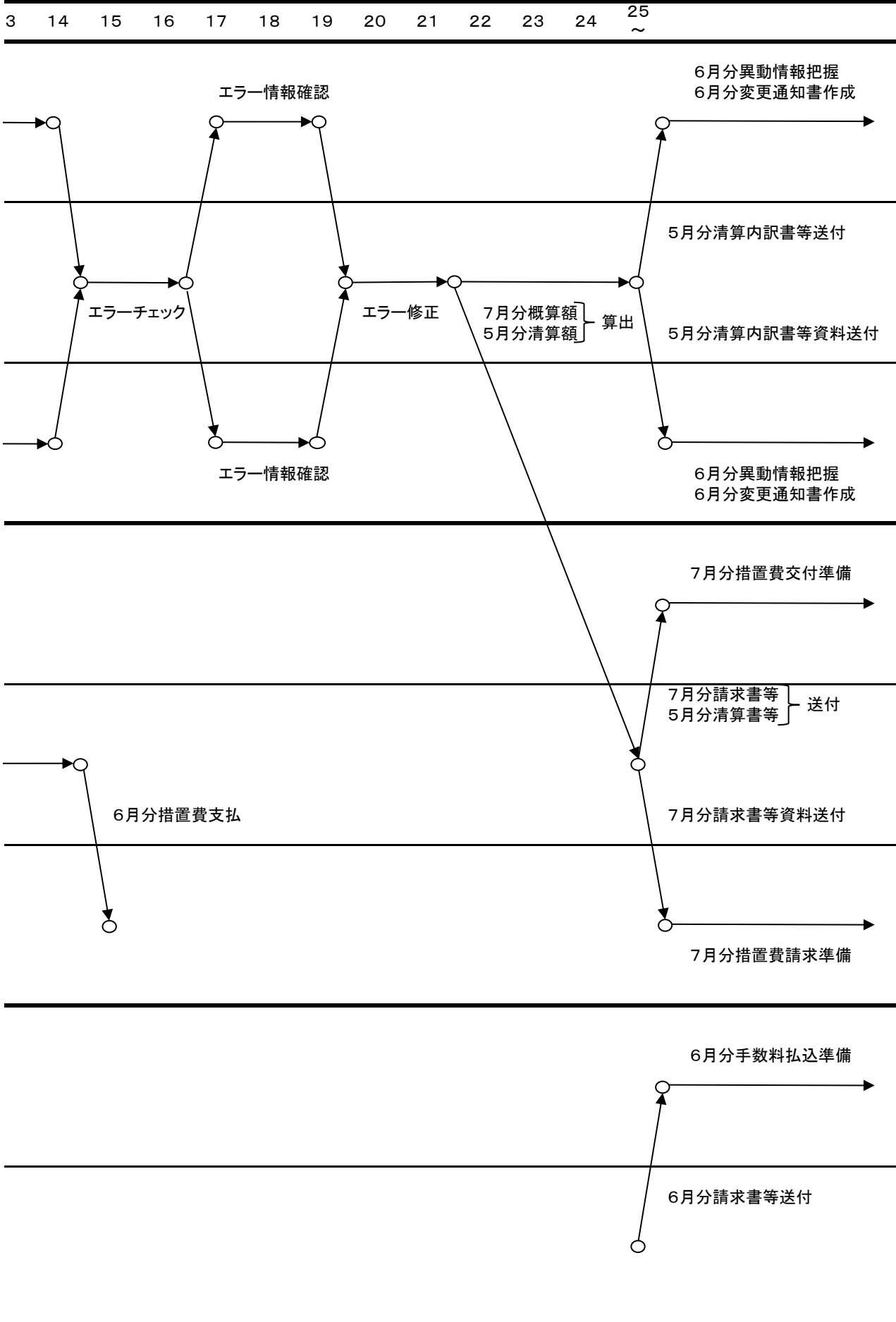
■繰越相殺の結果、請求金額が生じた場合のみ請求書【資料】を作成します。

■繰越相殺の結果、返納額が生じた場合は、本会所定の方法により返還請求します。

別記7「事務処理日程表(6月処理の例)」







別記9「収入認定額の充当方法」

事例の前提条件		
収入認定額	81,825円	
費目	事務費	161,190円
	保護費 (生活費基準額)	64,140
	冬季加算	2,050
	期末一時扶助	5,070
	障害者加算	22,310
	入院患者日用品費	23,110
	日用品費冬季加算	1000
	日割分母日数	30日

収入認定額の充当順位	
1 施設分	(1) 各種加算
	① 障害者加算
	② 在宅患者加算
	③ 放射線加算
2 入院分	(2) 保護費(生活費基準額)
	(3) 冬季加算
	(4) 期末一時扶助
	(5) 入院患者日用品費
3	(5) 日用品費冬季加算
	(5) 各種加算
	① 障害者加算
	② 在宅患者加算
	③ 放射線加算
	(6) 事務費

事例	清算額算出方法		
4月15日措置開始 在所日数:16日	施設分	生活費基準額	$(64,140 \times 16) + (22,310 \times 16) / 30 = 46,106$
		障害者加算	$22,310 \times 16 / 30 = 11,898$
		保護費	$46,106 - 11,898 = 34,208$
	事務費	(月初不在)	
	計		
12月5日措置開始 (理由:措置替) 在所日数:27日	施設分	生活費基準額	$(64,140 \times 27) + (2,050 \times 27) + (22,310 \times 27) / 30 + 5,070 = 84,720$
		冬季加算	$2,050 \times 27 / 30 = 1,845$
		障害者加算	$22,310 \times 27 / 30 = 20,079$
		保護費	$84,720 - (1,845 + 20,079 + 5,070) = 57,726$
	期末一時扶助	(12月31日在所)	
事務費	(月初不在)		
計			
12月15日入院 12月27日廃止  在籍日数:26日 在所日数:15日 入院日数:12日	施設分	生活費基準額	$(64,140 \times 15) + (2,050 \times 15) + (24,110 \times 12) + (22,310 \times 26) / 30 = 62,074$
		冬季加算	$2,050 \times 15 / 30 = 1,025$
		障害者加算	$22,310 \times 15 / 30 = 11,155$
		保護費	$62,074 - 1,025 - 11,155 - 400 - 9,244 - 8,180 = 32,070$
		期末一時扶助	(12月31日不在)
	入院分	入院患者日用品費	$(23,110 + 1,000) \times 12 / 30 = 9,644$
		冬季加算	$1,000 \times 12 / 30 = 400$
		日用品費	$9,644 - 400 = 9,244$
	障害者加算	$22,310 \times 26 / 30 - 11,155 = 8,180$	
事務費	(月初在籍)		
計			
3月26日措置廃止 (加算金返還免除)  在所日数:25日	施設分	生活費基準額	$(64,140 \times 25) + (2,050 \times 25) / 30 + 22,310 = 77,468$
		冬季加算	$2,050 \times 25 / 30 = 1,708$
		障害者加算	22,310 (返還免除のため日割りせず)に全額支給)
	保護費	$77,468 - 1,708 - 22,310 = 53,450$	
	事務費	(月初在籍)	
計			

清算額(A)	収入認定額の充当方法	充当額(B)	支払額 (A - B)	備考
			*	<p>■ 収入認定額を清算額に充当した結果、清算費目の支払額が0になった場合、清算内訳書の清算内訳欄に*を表示します。</p> <p>■ 入院患者日用品費等の充当計算は行いますが、入院分の費目は本会取扱対象費目ではないため、充当額は清算内訳書に表示しません。</p>
11,898	① $81,825 - 11,898 = 69,927$	11,898	*	
34,208	② $69,927 - 34,208 = 35,719$	34,208	*	
0	③ $35,719 - 0 = 35,719$ (残)	0	0	
46,106		46,106	0	
			*	
1,845	③ $4,020 - 1,845 = 2,175$	1,845	*	
20,079	① $81,825 - 20,079 = 61,746$	20,079	*	
57,726	② $61,746 - 57,726 = 4,020$	57,726	*	
5,070	④ $2,175 - 5,070 = \Delta 2,895$	2,175	2,895	
0	⑤ —	0	0	
84,720		81,825	2,895	
			*	
1,025	③ $38,600 - 1,025 = 37,575$	1,025	*	
11,155	① $81,825 - 11,155 = 70,670$	11,155	*	
32,070	② $70,670 - 32,070 = 38,600$	32,070	*	
0	④ $37,575 - 0 = 37,575$	0	0	
400	⑥ $28,331 - 400 = 27,931$	400	X	
9,244	⑤ $37,575 - 9,244 = 28,331$	9,244		
8,180	⑥ $27,931 - 8,180 = 19,751$	8,180		
161,190	⑦ $19,751 - 161,190 = \Delta 141,439$	19,751	141,439	
223,264		81,825	141,439	
			*	
1,708	③ $6,065 - 1,708 = 4,357$	1,708	*	
22,310	① $81,825 - 22,310 = 59,515$	22,310	*	
53,450	② $59,515 - 53,450 = 6,065$	53,450	*	
161,190	④ $4,357 - 161,190 = \Delta 156,833$	4,357	156,833	
238,658		81,825	156,833	

# 措置費支払代行事務の手引

(保護施設用)

令和4年4月発行

東京都国民健康保険団体連合会  
介護福祉部 福祉事業課 措置費支払代行係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

東京区政会館10階

電話 03-6238-0222

FAX 03-6238-0095